

第2章 史跡と天然記念物の概要

第1節 史跡と天然記念物の位置と環境(図2-1-1, 2-1-2)

宇佐市は大分県北部に所在する。市の南は玖珠町・由布市に、西は中津市に、東は豊後高田市・杵築市・日出町・別府市にそれぞれ接しており、北は全域が周防灘に面している。海岸線から直線距離で約40～50km北には瀬戸内海を隔てて山口県があり、晴天の日には遠望することができる。

市の南部は九重山系に連なる標高1,000m程の山岳地帯である。中部は標高500m前後の山々が多く、谷間に形成された盆地や河川沿いの低位段丘が展開する。北部には中部の山地から延びる標高40～200m程の台地と、県内でも有数の平野である宇佐平野が広がる。宇佐平野の東部には平安時代に開墾された宇佐地区条里跡が残っており、現在でも大部分が水田として利用される。河川としては伊吕波川・駿館川・寄藻川の大きく3つの水系と、その間を流れる小河川がそれぞれ周防灘へとつながる。

史跡宇佐神宮境内(指定面積567,927.3m²)は、大きく宇佐神宮地区(341,300.92m²)と御許山地区(226,626.38m²)に分けられる。天然記念物宇佐神宮社叢は宇佐神宮地区に内包される。

(1) 宇佐神宮地区とその周辺

史跡宇佐神宮境内(宇佐神宮地区)と天然記念物宇佐神宮社叢は、宇佐市大字宇佐に所在する。史跡は寄藻川の右岸沿いにある標高40～60m程の丘陵地とその周辺に展開し、天然記念物は史跡内にある標高35m程の小椋山(または亀山)周辺に位置する。史跡の北側には国道10号線が延び、国道の南側は住宅地や宇佐神宮の参拝者駐車場として利用されている。史跡から約3km西には市役所をはじめとする官公庁や住宅地が広がり、東に約4kmの位置にJR宇佐駅がある。南側は標高140m程の丘陵地で、スギやヒノキの植林地が広がる。

寄藻川を挟んで北西側から北側に広がる小盆地はかつて宇佐宮中とも呼ばれた地域で、「宇佐町遺跡」として周知の埋蔵文化財包蔵地の他、宇佐市景観計画における景観形成重点地区として保護されている。

国道10号線より北には、大楽寺や円通寺等の寺院、宇佐神宮の放生会に関連する百体神社と化粧井戸といった多くの文化財がある。百体社付近から宇佐神宮の吳橋まで延びる直線道が、勅使街道と呼ばれた古道であり現在でも生活道として利用されている。

この他にも、宇佐神宮の行幸会に関連する神社とそれらをつなぐ行幸会道や、宇佐神宮と御許山をつなぐ御許山正参道(通称、御許古道)等、宇佐神宮に関連する文化財は市内のみならず、一部は中津市や杵築市等にも広く残る。

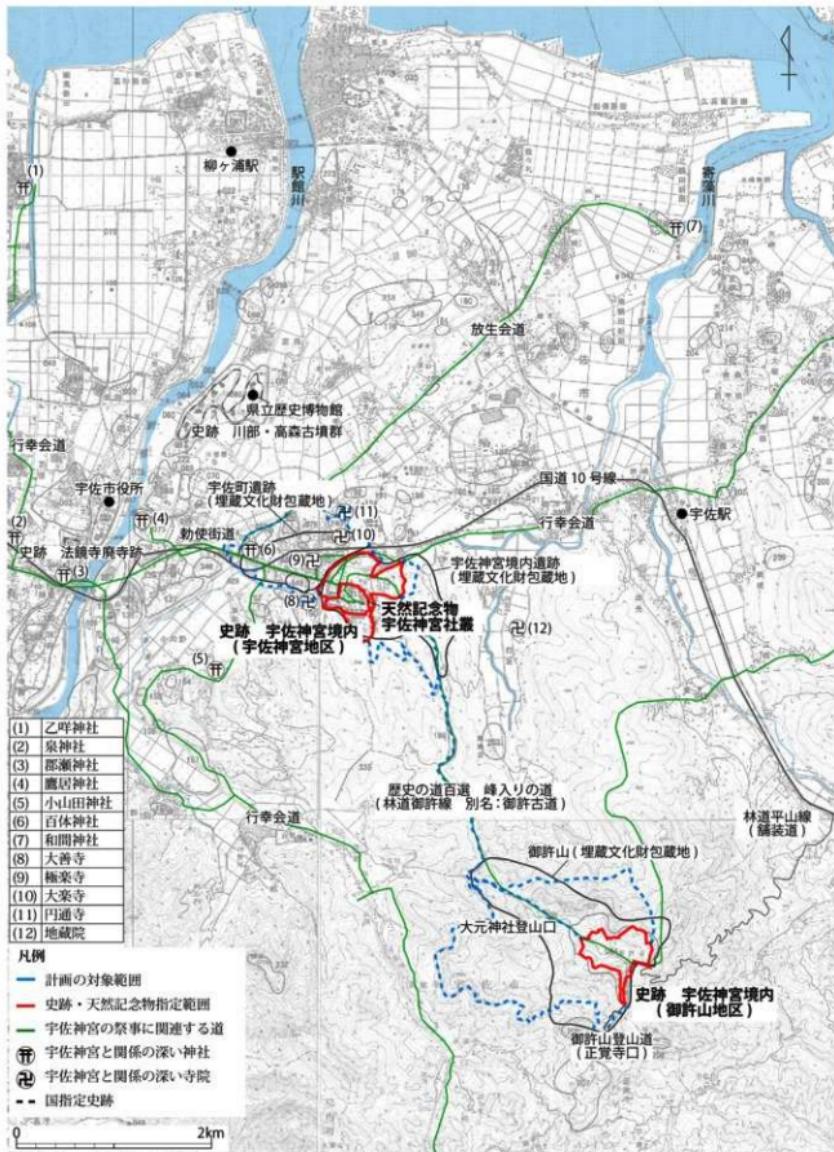
(2) 御許山地区とその周辺

史跡宇佐神宮境内(御許山地区)は宇佐市日足、同正覚寺にまたがる御許山(標高647m)の山頂付近に所在する。

御許山の大部分は国有林で、山頂付近にはアカガシ・ミヤマシキミ群集が広がる。御許山のほぼ全域が周



知の埋蔵文化財包蔵地として保護されている。御許山への主な登山道は3本あり、御許山正参道と重なる林道御許線沿いにある「大元神社登山口」と「正覚寺口」は徒歩での登山道として利用され、唯一の舗装道である林道平山線は管理道としても利用される。



第2節 史跡宇佐神宮境内と天然記念物宇佐神宮社叢の概要

(1) 史跡「宇佐神宮境内(宇佐神宮地区)」の概要(図2-2-1、2-2-2)

八幡社とは八幡神(応神天皇)を主祭神とする神社であり、全国に4万余社あるとされる。宇佐神宮は八幡社の總本宮であり、八幡大神・比売大神・神功皇后を祭神とする。

宇佐神宮の草創縁起は数多く残るが、八幡神は応神天皇の御靈であるとして、欽明天皇の時代に菱形池横の御靈水に出現、和銅5(712)年にはじめて鷦居社を祀ったとされる。その後、神亀2(725)年に現在の本殿に遷座したといわれ、皇室も伊勢の神宮につぐ第二の宗廟として御崇敬になり、一般の人々にも鎮守の神として古来より広く親しまれている。境内地には国宝「宇佐神宮本殿」三棟(以下、本殿)をはじめとする檜皮葺の社殿等の歴史的建造物が多数存在し、弥勒寺跡等神仏習合の歴史を伝える各遺構も残る。

宇佐神宮地区は、(宗)宇佐神宮の境内地や河川敷に伴う国有地、市道に伴う市有地、個人住宅等の民有地がある宮迫自治区からなる。史跡北側には寄藻川を挟んで国道10号線があり、小椋山(亀山)を中心に広がっている。西から北には寄藻川が、南から東には御炊川が流れる。小椋山の頂上に上宮、その西側に若宮神社、上宮の南西方向に下宮が位置し、小椋山の北には菱形池、北西には神宮庁がある。南北に延びる表参道の西側には弥勒寺跡、境内の東側には大尾山が所在する。指定地の大部分は(宗)宇佐神宮の境内域であるため「生きた史跡」として現在も宗教活動が行われ、建造物や菱形池周辺の空間等が祭事の場として使用される。

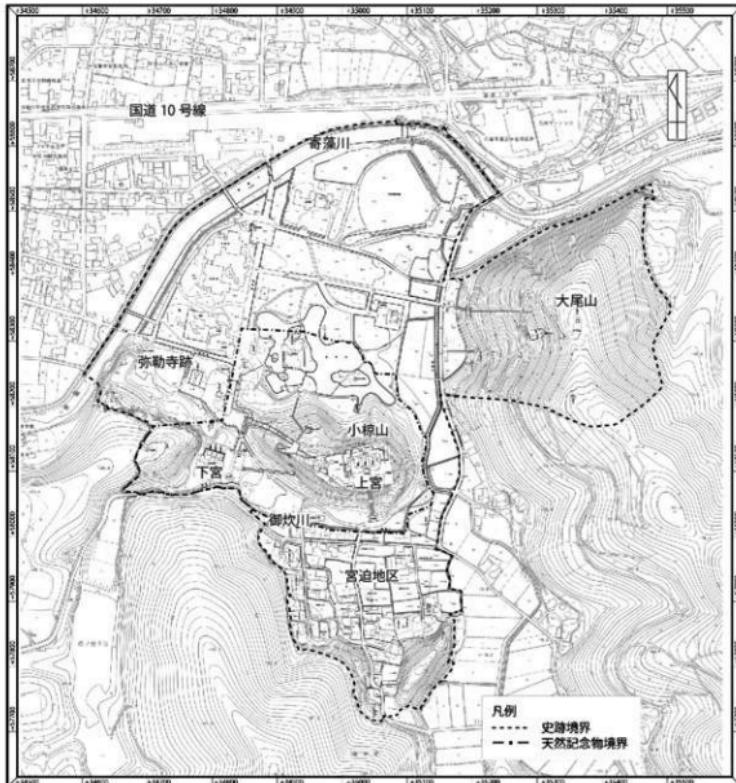


図2-2-1 史跡宇佐神宮境内(宇佐神宮地区)・天然記念物宇佐神宮社叢 指定範囲図
(S=1/7,500)

弥勒寺は天平年間に境内地の西側に建立された神宮寺である。東西の三重塔と金堂・講堂をもつ薬師寺式の伽藍配置であったことが、応永年間に描かれた宇佐宮古図や発掘調査の成果から明らかとなった。神社境内に寺院が建立された例として、弥勒寺は最古の事例であると考えられており、神仏習合の思想につながる遺構としても重要視される。

小椋山の南側にある宮迫地区は弥勒寺の建立と同時期に成立したとされる集落で、大部分は民地であり宅地、あるいは農地として利用されている。東谷・中谷・西谷の3つの道が造成され、それぞれの道に沿って弥勒寺の末坊末院が徐々に建てられた。現在でも3つの道に沿って家屋や田畠が配置されており、一部の石垣や榮興寺跡心乗坊山門等からは僧坊としての景観をうかがうことができる。

境内地の東側に所在する大尾山は、神護景雲年間に一時社殿が移された場所である。現在は大尾神社と、近代に菱形池の中島から移築された護皇神社が建つ。

大尾山から端を発し、宮迫地区西側の丘陵部を南下する道は御許山まで続いており、御許山正参道と呼ばれる。御許山正参道は、「六郷溝山の峰入りの道」の一部として、歴史の道百選に選定された。



図 2-2-2 史跡宇佐神宮境内(宇佐神宮地区)・天然記念物宇佐神宮社叢 指定範囲図
(オレンジ画像、S=1/7,500)

(2) 史跡「宇佐神宮境内(御許山地区)」の概要(図2-2-3)

御許山は、古くより靈山として信仰され、中世には八幡神が、近世以降になると比売大神が降臨したとされる神山である。山頂には靈山寺が創建され、磐座周辺は古来より禁足の地とされ、入ることができない。靈山寺建立後、中腹には正寛寺が建立され、六郷満山の奥の院としても発展した。

御許山地区は、御許山靈山寺が建立された山頂を中心広がっており、史跡指定地は(宗)宇佐神宮の境内地と国有林、日足地区共有地からなる。参拝者数は宇佐神宮地区と比較して少ないが、トレッキングブーム等の影響により登山客が増加している。指定範囲のほとんどが山林で、宇佐神宮地区と比較すると社殿の数も少ない。建造物では宇佐神宮の奥宮である大元神社や大元八坂神社等があり、その他、六坊跡や僧侶墓地等の遺構が山林内に遺存する。



図2-2-3 史跡宇佐神宮境内(御許山地区) 指定範囲図(S=1/10,000)

(3) 天然記念物宇佐神宮社叢の概要(図2-2-4、2-2-5)

宇佐神宮の東西と北側は宅地等を含む市街地化しており、南側の丘陵部ではスギ等の植林が広く行われており、原生林としての姿は無い。

一方、本殿が鎮座する小椋山の周辺にある宇佐神宮社叢は、イチイガシやクスノキを優占種とする常緑広葉樹林が広がっている。このイチイガシ群集は、森林の階層構造（高木層・亜高木層・低木層・草木層）が良く分化していることに加え、それぞれの階層に特有の植物（標徴種等）が生育しイチイガシ群集の特徴を全て備えた典型であり学術的価値も高い。常緑のカシ類では最も低地に成立し、宇佐地方に広く分布していた代表的な照葉樹林と考えられるイチイガシ群集を形成しており、宇佐地方の低標高地を代表する潜在自然植生がまとまってみられる場所である。

宇佐神宮社叢内には、国宝「宇佐神宮本殿」をはじめとする歴史的建造物が多数存在し、古くから神域として守られてきた。その建造物とともに歴史的な文化を醸成してきた非常に価値が高いものであり、宇佐神宮社叢は市街地に隣接した場所にありながら、原生林に近い状態を維持している場所としても貴重である。



図2-2-4 宇佐神宮周辺の植生(第7回自然環境保全基礎調査より)

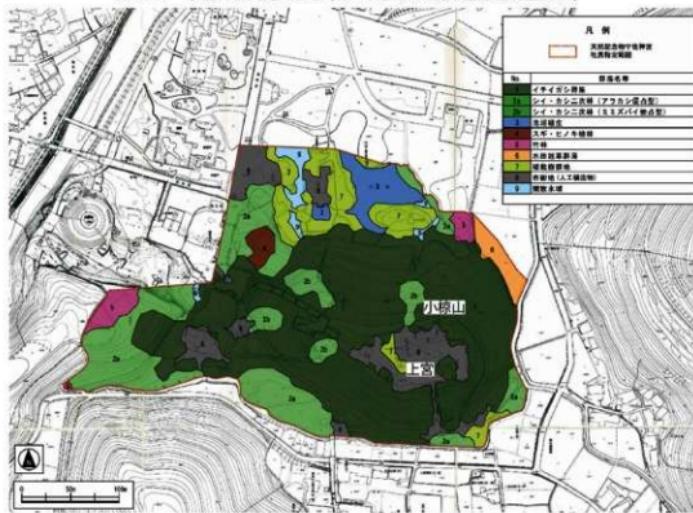


図2-2-5 天然記念物 宇佐神宮社叢 現存植生図(平成30年3月時点、緊急調査報告書より、S=1/5,000)

第3節 指定に至る経緯

(1) 史跡宇佐神宮境内

平成4年に策定された『史跡宇佐神宮境内保存管理計画書』には指定範囲を確定させるまでの経緯を含めて、詳細に記されている。ここでは、時系列順に概略を述べる。

表 2-3-1 史跡指定までの経緯

年	月	日	文書番号等	内容
昭和41(1966)	7			宇佐神宮宮司到津保夫より文化財保護委員長宛 「宇佐神宮境内地及神域史跡保存に関する件申請書」提出
昭和44(1969)	12	10		宇佐神宮宮司到津保夫より文化庁長官今日出海宛 宇佐神宮境内の史跡指定申請書提出
昭和45(1970)	1	28	教委社第106号	大分県教育委員会教育長安東薰より中津営林署長及び熊本営林局長宛 「国有林の史跡指定の承諾について」文書にて依頼 (以降、昭和58年まで継続協議)
	3	28		文化財保護審議会会長より文部大臣宛 「宇佐神宮境内」を国の史跡に指定することを適當と認める旨の答申 (同月31日、文部大臣による決定)
昭和57(1982)	1	29	宇佐市第5839号	宇佐市長永岡光治より文化庁長官宛 「宇佐神宮境内」の史跡指定申請書を提出 (宇佐神宮所有地、国有林、宮迫地区民有地等を含むため)
昭和59(1984)	12	19	宇佐市第5898号	宇佐市長永岡光治より文化庁長官宛 「宇佐神宮境内」の史跡指定申請書を再提出 (上記申請後に測量による図面等の修正があったため)
昭和61	2	25	官報第17709号	「宇佐神宮境内」の史跡指定告示(文部省告示第21号)

(2) 天然記念物 宇佐神宮社叢

表 2-3-2 天然記念物指定までの経緯

年	月	日	文書番号等	内容
昭和38(1963)	2	15		「宇佐神宮のイチイガシ林」の大分県天然記念物指定
昭和52(1977)	2	7	宇教委社第520号	宇佐市教育委員会教育長岡田義禮より文化庁長官宛 「宇佐神宮のイチイガシ林」の天然記念物指定申請書を提出
	4	12	官報第15075号	「宇佐神宮社叢」の天然記念物指定告示(文部省告示第61号)

第4節 指定の状況

(1) 史跡 宇佐神宮境内

(i) 指定告示(図2-4-1)

昭和61年2月25日 官報第17709号

◎文部省告示第21号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

昭和61年2月25日 文部大臣 海部 俊樹

名称	所在地	地域
宇佐神宮境内	大分県宇佐市大字南宇佐	別図のとおり
同	正覚寺	
同	日足	

備考 別図は省略し、その図面を大分県教育委員会及び宇佐市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

(参考図参照)

(ii) 指定理由

A 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡3(社寺の跡又は旧境内)による。

B 説明

宇佐神宮境内は、宇佐市の南東に位置し、宇佐神宮地区と御許山地区からなっている。

本来は、地方豪族と帰化人勢力下の氏族の信仰の習合によって成立したものであるが、後、奈良朝に至って勢力を伸ばし、国家の大事件にもかかわりをもち、全国の八幡信仰の源流となった著名な神社であるので、今回、史跡に指定し、その保存を図ろうとするものである。

C『月刊文化財』(昭和45年5月号)記載の説明

「宇佐神宮境内」

大分県宇佐市大字南宇佐・大字日足

宇佐神宮本来の祭神は、八幡神と比売神の二座であり、通説によれば、古い地方豪族たる宇佐公の比売神信仰に、新来の帰化人泰氏の配下にあった辛嶋勝や大神朝臣の奉ずる八幡信仰が加わり、両者の習合によって成立した。したがって、三柱の比売神降臨説話で知られる御許山は、神殿をもたず、山頂に三種の巨石体をもつ磐座であるが、それに対する八幡神は、鷹居社・小山田社などの中間の社地を経て、神龜・天平年間に、現在の菱形池を中心とする亀山の地に勧請され、社殿が造営された。前者は宇佐氏、後者は大神氏により奉ぜられたものといわれる。一方、宇佐氏も、仏教信仰をとり入れ、虚空藏寺、法鏡寺等の中間の寺院を経て、天平年間、法蓮が八幡神宮寺である弥勒寺を建立した。またその後、比売神宮寺をも建立するのである。

このようにして、天平年間、宇佐宮と弥勒寺は、現在の地に完成し、その後急速に勢力をのばし、国家の大事件に登場し、手向山(奈良)、石清水(京都)、鶴ヶ岡(鎌倉)にも勧請され、中世には、八幡信仰は全国的なものとなった。

宇佐宮の社殿は、応永古図や江戸時代絵図の配置と一致し、弥勒寺も、塔・金堂・東門等の礎石が現存する。大尾山の社殿は神護景雲年間に營まれたところである。御許山には、延喜年間にいたり、正覚寺が建立されたが、權現信仰の発生とともに、国東半島の修驗の聖地六郷満山の奥の院として発展し、金山六坊が成立した。現在、坊中跡の石垣・社僧の墓地等が多く残されている。宇佐宮南大門につづく宮迫の地は、弥勒寺社僧の出た二十六坊の跡地で、栄興寺(真乘坊)、永勝院、北坊等の敷地や石垣、坊中の地割りの基本となつた三道等が現存している。

以上のように、宇佐宮・弥勒寺・大尾山・御許山・宮迫の遺跡が一体として現存していることは、八幡信仰の発展を考える上できわめて貴重である。」

(iii) 指定面積

地区名	指定時面積	現況面積(令和2年3月時点)	備考
宇佐神宮地区	341,300. 92 m ²	341,585. 55 m ²	実測により面積増
御許山地区	226,626. 38 m ²	226,626. 38 m ²	
合計	567,927. 3 m ²	567,927. 3 m ²	

○文部省告示第二十一号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六十九条第一項の規定により、次の表に掲げる
記念物を史跡に指定する。
昭和六一年二月二十五日

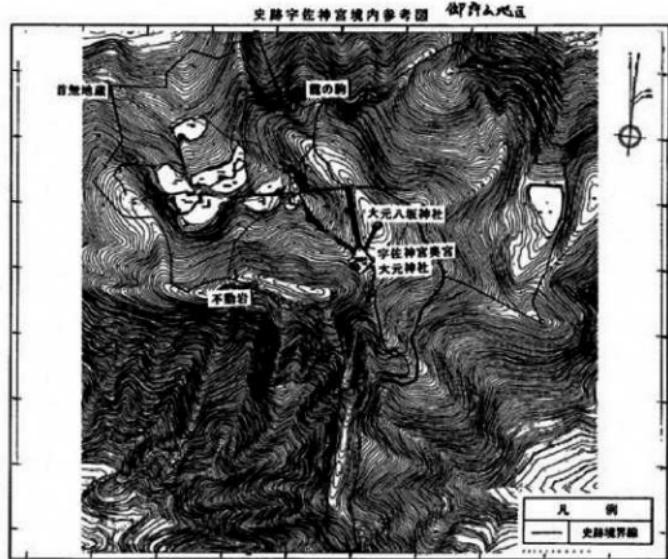


図2-4-1 史跡指定の告示（官報情報検索サービスより）

(2) 天然記念物 宇佐神宮社叢

(i) 指定告示

昭和 52 年 4 月 12 日 官報第 15705 号

◎文部省告示 第 61 号

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 69 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を天然記念物に指定する。

昭和 52 年 4 月 12 日

文部大臣 海部 俊樹

名称	所在地	地域
宇佐神宮社叢	大分県宇佐市大字南宇佐字龜山	2859 番

(ii) 指定理由

A 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 天然記念物 2 植物(1)(社叢)による。

B 説明

宇佐神宮は平地に接した小高い岡の上に鎮座し、これを鬱蒼とした森が取り巻いていて、その大部分はイチイガシ及びクスノキを主とする常緑広葉樹林で自然状態をよく保っている。イチイガシは関東南部以西に分布し、各地に樹林を形成していたものと思われるが、現在はイチイガシの林分の残存している例は少なく、この社叢はこの意味からも学術上の価値が高いものである。

C 『月刊文化財』(昭和 52 年 1 月号)記載の説明

宇佐神宮社叢

大分県宇佐市大字南宇佐

宇佐神宮は平地に接した小高い岡の上に鎮座し、これを鬱蒼とした森が取り巻いていて、その大部分はイチイガシ及びクスを主とする常緑広葉樹林で自然状態をよく保っている。

林内にはイチイガシ・ヤマヒワ・イズセンリョウ・ホソバカナワラビ群集^①、イチイガシ・ミミズバイ・イズセンリョウ・アリドオシ群集^②、クス・ミミズバイ・イズセンリョウ・ホソバカナワラビ群集^③及びイチイガシ・ミミズバイ・イズセンリョウ・ホソバカナワラビ群集^④の各群集がみられる。また、ここではアラカシ、シリブカガシ、ヒメユズリハが第二高木層をなし、低木層はイズセンリョウが優勢で草本層はホソバカナワラビを主体とし、ジャノヒゲ、オオバジャノヒゲなどを伴っている。イチイガシは関東南部以西に分布し、各地に樹林を形成していたものと思われるが、現在はイチイガシの林分の残存している例は少なく、この社叢はこの意味からも学術上の価値が高い。」

※学術的には宇佐神宮社叢全体がイチイガシ群集であり、上記のように細分する場合は「分群集」とすべきであるが、引用文であるため原文のまま掲載する。

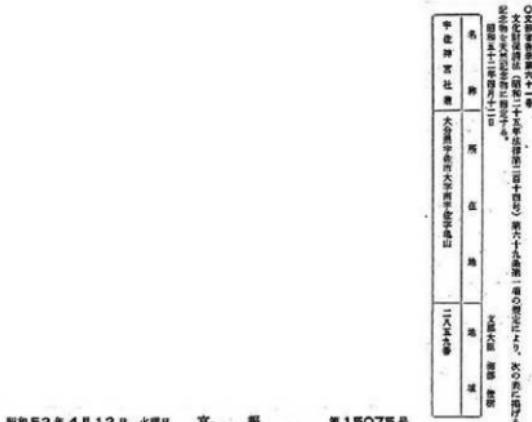
(iii) 指定面積 93,337m²

図 2-4-2 天然記念物指定の告示(官報情報検索サービスより)

第5節 指定に至る調査成果と指定後の調査成果

(1) 指定に至る調査成果

(i) 史跡 宇佐神宮境内

本章第3節で述べたように、史跡宇佐神宮境内は昭和45(1970)年の答申から昭和61(1986)年の指定まで16年間を有した。その間に、弥勒寺跡を中心とする発掘調査や、宇佐神宮に関連する古文書の翻刻、宇佐神宮の祭事に関連した歴史の道調査といった様々な調査が行われた。

A 記録資料等の整理

大分県史料刊行会により県内の主要な古文書等が翻刻される一環として、宇佐神宮に関連する永弘文書や到津文書等の翻刻も行われた。中野幡能氏が中心となった『宇佐神宮史』の刊行(宇佐神宮庁)や重松明久氏による『八幡宇佐宮御託宣集』等、宇佐神宮に関連する数多くの古文書が整理されている。

B 発掘調査

史跡宇佐神宮境内に関する最も古い発掘調査は、昭和29(1954)年から同35(1960)年にかけて行われた大分県教育委員会による発掘調査が該当する。この時は、弥勒寺跡に残る金堂・講堂・東塔及び輪蔵・中門等の遺構で発掘調査が行われ、それぞれの遺構の規模等が確認された。

その後、宇佐神宮宝物館や参集殿等の建設に伴い、昭和56(1981)年度から昭和63(1988)年度まで継続的に発掘調査が行われ、弥勒寺の主要伽藍部分だけでなく、北参道跡や北門跡といった遺構が検出された。

史跡指定後には、旧相撲場の撤去や(宗)宇佐神宮による絵馬殿の建替え等の各種工事に際して、発掘調査を行った。

調査で確認された遺構の詳細については、煩雑になるのを避け、指定前に行われた調査成果も含めて次項(D 弥勒寺跡、E 弥勒寺跡以外の地下遺構)で述べる。

C 歴史の道調査

放生会や行幸会、勅使奉幣祭といった宇佐神宮の重要な祭事は、かつては豊前国あるいは豊後國の一部まで含めた広大な範囲で行われていた。宇佐神宮を中心として各地の神社等につながる道が延びており、大分県教育委員会が中心となってそれらをつなぐ歴史の道の調査が行われた。昭和56(1981)年に放生会道・勅使街道・行幸会道・峯入りの道としてそれぞれ報告書が刊行された。その後、勅使街道については、大分県立風土記の丘歴史民俗資料館(現、大分県立歴史博物館)が追加調査を行い、『宇佐大路』として報告された。

史跡宇佐神宮境内および宇佐神宮にある文化財に関する主な計画書、調査報告書、参考文献等(50 頁、刊行年順)

【計画書等】

宇佐市教育委員会 1992『史跡宇佐神宮境内保存管理計画書』

【発掘調査報告書】

宇佐市教育委員会 1998『宇佐地区遺跡群発掘調査報告X』

宇佐市教育委員会 1999『宇佐地区遺跡群発掘調査報告X 1』

宇佐市教育委員会 2014『市内遺跡発掘調査概報 22』

宇佐市教育委員会 2017『市内遺跡発掘調査概報 25』

宇佐市教育委員会 2019『市内遺跡発掘調査概報 27』

宇佐市教育委員会 2020『市内遺跡発掘調査概報 28』

大分県教育委員会 1961『大分県文化財調査報告書第 7 集 弥勒寺遺跡』

大分県立風土記の丘資料館 1984『宇佐宮弥勒寺旧境内発掘調査概報 1 宇佐宮弥勒寺』

大分県立風土記の丘資料館 1985『宇佐宮弥勒寺旧境内発掘調査概報 2 宇佐宮弥勒寺』

大分県立風土記の丘資料館 1986『宇佐宮弥勒寺旧境内発掘調査概報 3 宇佐宮弥勒寺』

大分県立風土記の丘歴史資料館 1989『弥勒寺』

【歴史の道調査報告書等】

大分県教育委員会 1981a『大分県文化財調査報告書第 49 輯 「歴史の道」調査報告書 放生会道』

大分県教育委員会 1981b『大分県文化財調査報告書第 50 輯 「歴史の道」調査報告書 勅使街道』

大分県教育委員会 1981c『大分県文化財調査報告書第 52 輯 「歴史の道」調査報告書 幸手会道』

大分県教育委員会 1981d『大分県文化財調査報告書第 54 輯 「歴史の道」調査報告書 峰入りの道』

大分県立風土記の丘歴史民俗資料館 1991『宇佐大路 宇佐への道調査』

【宇佐神宮の古文書等に関する報告書・書籍等】

中野幡能(編纂)1984-2011『宇佐神宮史』全 16 卷 宇佐神宮序

大分県教育委員会 1972『到津 小山田 文書目録』

大分県教育委員会 1973『到津近世文書目録』

大分県史料刊行会 1950-1978『大分県史料』

重松明久(校註)1986『八幡宇佐宮御託宣集』現代思潮社

【その他の調査報告書(宇佐神宮に関する記述を含むもの)】

大分県教育委員会 1987『大分県文化財調査報告書第 74 輯 大分県の近世寺建築』

大分県立風土記の丘歴史民俗資料館 1995『大分県の祭礼行事』

【主要参考文献】

飯沼賛治 2014『八幡神とはなにか(文庫版)』KADOKAWA

宇佐市 2015『新・宇佐ふるさとの歴史』

宇佐の文化財を守る会 2011『宇佐の文化財を守る会四十年記念 宇佐宮弥勒寺の世界』

大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 1986『八幡大菩薩の世界』

乙乎政巳 2000『御許山の歴史』『山岳修驗 第 26 号』日本山岳修驗学会

造日出典 2007『八幡神と神仏習合』講談社

司馬遼太郎 2009『街道をゆく 34 大徳寺散歩、中津・宇佐のみち(新装版)』朝日新聞出版

中野幡能 1975『八幡信仰史の研究(増補版) 上下』吉川弘文館

中野幡能ほか 1976『八幡文化の秘宝』新人物往来社

中野幡能 1985a『八幡信仰』培書房

中野幡能 1985b『宇佐宮』吉川弘文館

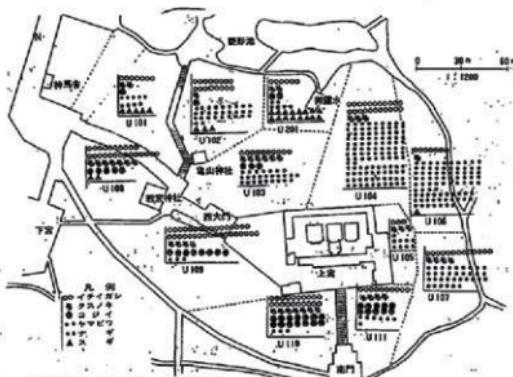
中野幡能 1995『宇佐神宮の研究』国書刊行会

(ii) 天然記念物 宇佐神宮社叢

宇佐神宮の森は、昭和38(1963)年2月15日に「宇佐神宮のイチイガシ林」として、大分県の天然記念物指定を受けた。その後、昭和52(1977)年4月12日に国指定天然記念物となった。指定までの調査等は民間研究者の手による部分が大きかった。

宇佐神宮社叢の最初の学術的な調査は須股博信氏らを中心として実施され、発表された。鈴木時夫氏による論文(鈴木・南・湯浅 1974)では、イチイガシ群集の組成や土壤等の分析を行ったうえで、「現在周防灘沿岸の宇佐平野には宇佐八幡のほかイチイガシ群集をみないが(中略)この方面が古くから人文が開け、自然林は集落や農耕地に変わり、無くなってしまったこと」、「この平野にイチイガシ群集が潜在自然植生として存在し」と評価した。

指定から間もなく発表された須股氏の論文(須股 1979)では、上記の鈴木氏らによって示された組成を基に、社叢指定地内を境内の通路や森林の相観により11の区域に分けたうえでの毎木調査結果、イチイガシ群集を構成する樹木の数量が示された。この時に作成された組成表は現在でも基礎資料として利用される。



宇佐神宮社叢の植生分布図(作成:須股博信)

天然記念物宇佐神宮社叢に関する調査報告書、参考文献等(50音、刊行年順)

【報告書等】

宇佐市教育委員会 1997『史跡宇佐神宮境内保存修理(災害復旧)事業概要報告書』

宇佐市教育委員会 2018『国指定天然記念物「宇佐神宮社叢」緊急調査報告書』

宇佐神宮 1993『天然記念物宇佐神宮社叢の保存管理についての指針』

大分県教育委員会 2020『大分県の天然記念物(動物・植物) 資料編』

【主要参考文献】

上田篤 2007『鎮守の森』鹿島出版会

鈴木時夫・南英治・湯浅章久 1974『宇佐八幡のイチイガシ群集』『日本生態学会誌 24-4』

須股博信 1979『宇佐神宮イチイガシ群集と御許山アカガシ・ミヤマシキミ群集の組成と構造』『大分県自然環境保全地域候補地調査報告書』

須股博信 2005『宇佐神宮の森』『宇佐の文化 73』宇佐の文化財を守る会

須股博信 2008『宇佐神宮の森とオオサンショウウオ生息地の林』『山・里・海 彩に満ちた宇佐の環境歴史と地域づくりフォーラム』宇佐市教育委員会